

平成 29 年 10 月 27 日（金）
川西市参画と協働のまちづくり推進会議資料

第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画の策定にかかる答申

平成29年11月

川西市参画と協働のまちづくり推進会議

目次

第1章 計画策定の目的と位置づけ	P3
(1) 計画改定の背景と目的	P3
(2) 計画の位置づけ	P4
(3) 計画の対象者	P5
(4) 計画期間	P6
第2章 本市の現状について	P7
(1) 人口等の現状と将来推計について	P7
①年齢3区分人口・高齢化率の推移	P7
②人口・総世帯数の推移	P8
③地域別の人口構成の状況	P8
(2) 各主体の現状について	P9
①市民	P9
②市民公益活動団体	P10
・自治会	P10
・コミュニティ組織	P11
・ボランティア	P12
・NPO（特定非営利活動法人）	P13
③事業者	P14
④市（行政）	P14
第3章 第1期川西市参画と協働のまちづくり推進計画の取組み	P15
第4章 第2期計画の基本方針	P22
(1) 第1期計画期間中の参画と協働に関連する本市の状況の変化	P22
(2) 計画の基本方針	P23
第5章 施策の方向と取組項目	P24

第1章 計画策定の目的と位置づけ

(1) 計画改定の背景と目的

川西市参画と協働のまちづくり推進計画は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」の基本理念に基づき、「市民力」や「地域力」が発揮できる環境を整え、市民等の公益的な活動をさらに推進し、それを礎として参画と協働のまちづくりを実現するという条例の理念を具現化するためのものです。

本市では、平成 25 年 3 月に「川西市参画と協働のまちづくり推進計画」（第 1 期）を策定し、市民・市民公益活動団体・事業者・行政など様々な主体と共に参画と協働のまちづくりを推進してきました。この 5 年間で、本市では「川西市地域分権の推進に関する条例（注※）」が制定され、平成 29 年 4 月までに 14 地区のすべてで、同条例に基づくコミュニティ組織がたちあがり、地域別計画を策定して自主的にまちづくりに取り組むなど、参画と協働のまちづくりが大きく進展しました。

その一方で、自治会やコミュニティ組織、NPO 等の市民公益活動団体の担い手の固定化や高齢化等が進み、新たな担い手の発掘や世代交代が喫緊の課題となっています。

これらを踏まえ、第 1 期計画の基本的な考え方と取り組みを継承しつつ、これからの 5 年間を見据えた新たな「川西市参画と協働のまちづくり推進計画」（第 2 期）を策定しました。

○推進計画策定後の経緯

平成 25 年 11 月	「地域分権推進基本方針」を策定
平成 26 年 10 月	「川西市地域分権の推進に関する条例」施行 ※
平成 27 年 4 月	9 コミュニティ組織において地域分権制度適用
平成 28 年 4 月	4 コミュニティ組織において地域分権制度適用
平成 29 年 4 月	桜小コミュニティ推進協議会において地域分権制度適用
平成 30 年 3 月	「第 2 期川西市参画と協働のまちづくり推進計画」策定

※【川西市地域分権の推進に関する条例制定の意義】

本市では、昭和 50 年代からコミュニティづくりに取り組み、概ね小学校区を単位としてそれぞれの地域で活発な地域づくり活動が展開されてきました。しかし、高齢化やライフスタイルの変化などにより、自治会加入率の低下や担い手の不足などという課題を抱えています。

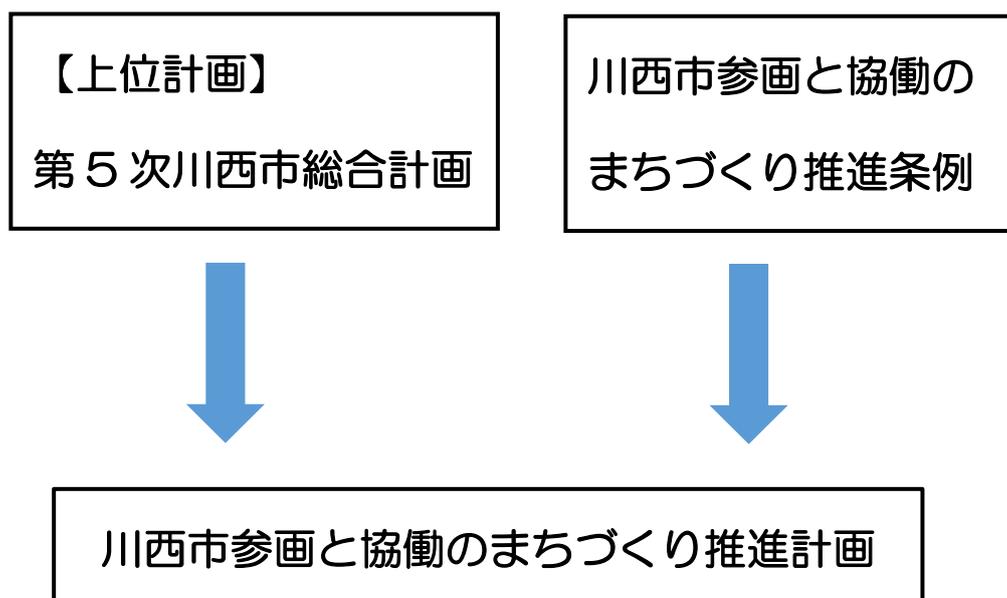
一方、行政においても人口減少や本格的な少子・高齢社会の到来により、税収をはじめとする行政の経営資源が制限を受ける一方で、社会保障費が年々増大するなど、本市を取り巻く環境は非常に厳しくなることは明らかです。

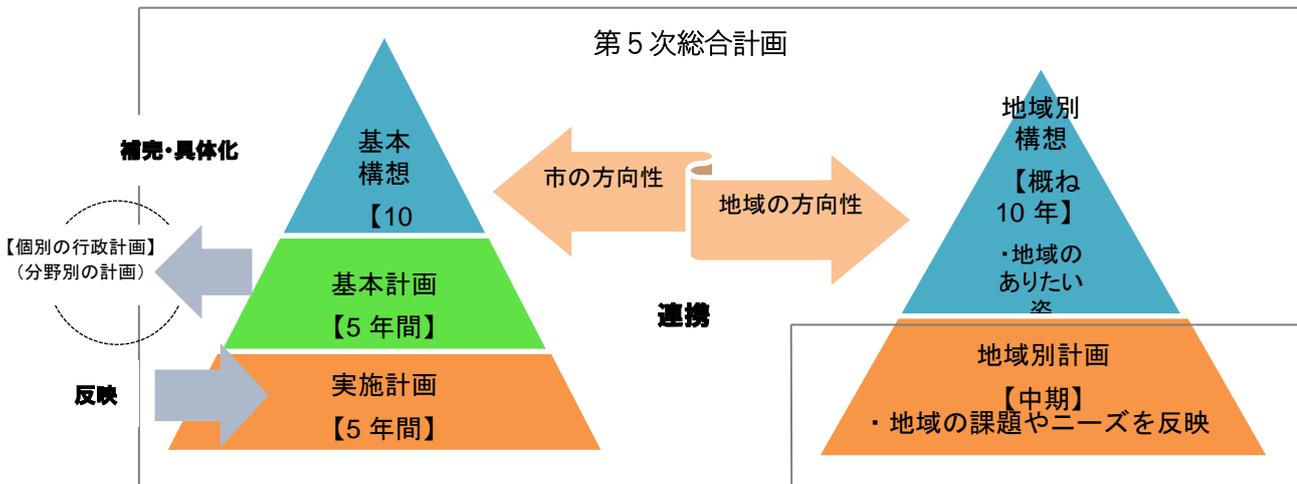
そのような認識の下、平成25年度からスタートした第5次川西市総合計画では、本市で初めての「地域別構想」（概ね小学校区単位の14地域ごとのありたい姿を描いたもの）を位置付けたところであり、これまで培ってきた地域力をより強化し、地域別構想に掲げたありたい姿を実現するための具体的な手段として、一定の権限と財源を地域に移譲する地域分権制度の検討を進めてきました。

そして、その制度を、議会の議決という形で明確に位置づけることにより、市民、議会、市が一丸となって地域分権によるまちづくりを進めるという姿勢を示すことが必要であり、また、本市のまちづくりの骨格となる仕組みであるという点からも条例化したものです。

（2）計画の位置づけ

本計画は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第3条の基本理念に即し、本市の上位計画である第5次川西市総合計画の下に位置づけ、整合を図るものとします。





基本構想【10年間】

- ・めざす都市像
- ・まちづくりの方向性と目標

基本計画【5年間】

- ・施策の現状と課題
- ・主な施策展開
- ・協働の内容

実施計画【5年間】

- ・施策を実施するための具体的な事業
- ※単年度ごとの見直し

◆総合計画・・・本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されており、市の将来像やそれを実現するためのまちづくりの基本施策などを明らかにした、市が定める計画の中で最上位のもので、次のような役割を担います。

① まちづくりの指針

市民・事業者・市など様々な主体が、協働のまちづくりを進めていく上において共有すべき指針としての役割を果たします。

② 行財政運営の指針

総合的で計画的な行財政運営を行うための指針としての役割を果たします。

③ 他の行政機関等との相互調整の指針

国や県等が策定する計画や実施する事務事業に反映されるなど、相互調整の指針としての役割を果たします。

(3) 計画の対象者

市民、市民公益活動団体、事業者及び市が本計画の対象者です。

※川西市参画と協働のまちづくり推進条例より抜粋

市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

市民公益活動団体 自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO など、前号に掲げる活動を行う団体をいう。

事業者 市内で事業を営むものをいう。

市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。

(4) 計画期間

この計画の計画期間は、第5次川西市総合計画の後期基本計画に合わせ、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

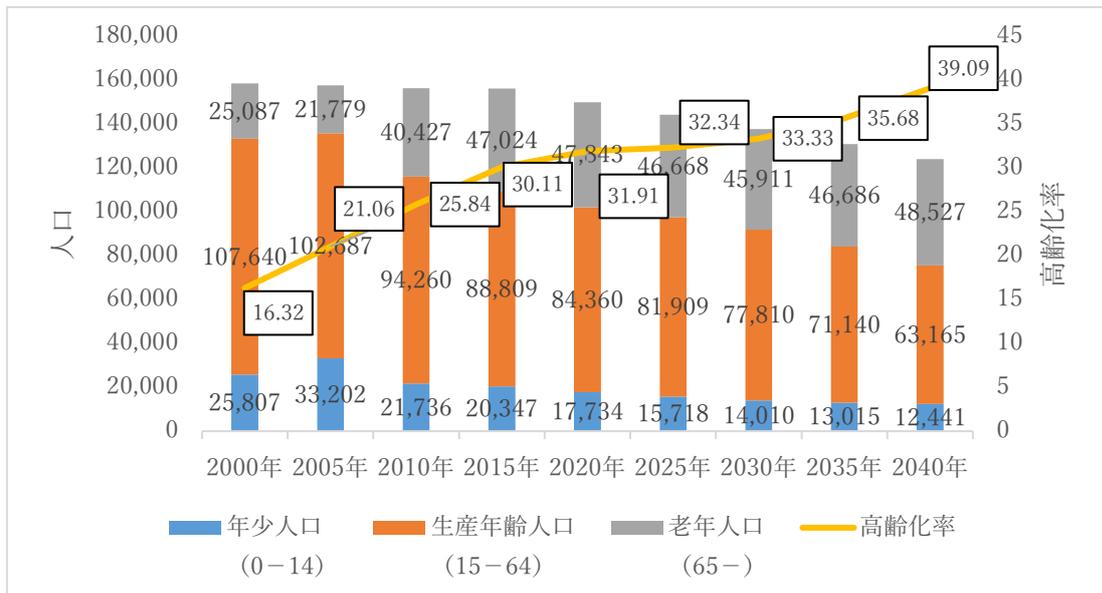
なお、社会、経済情勢や本市の状況の変化などに対応するため、毎年度、進捗状況を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 本市の現状について

(1) 人口等の現状と将来推計について

① 年齢3区分人口・高齢化率の推移

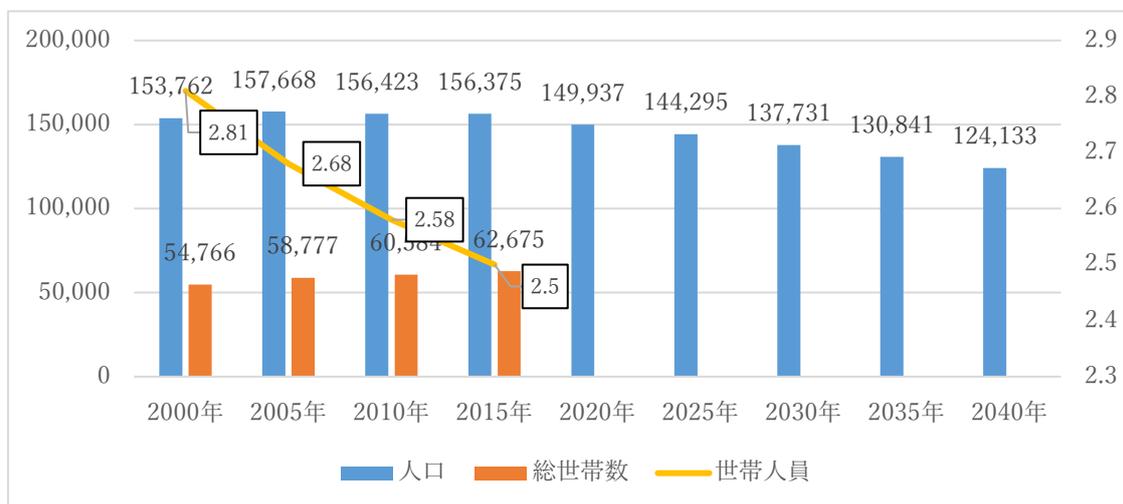
年齢3区分別人口の推移をみると、総人口、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少が続いており、今後もその傾向が続くことが予測されます。一方、老年人口は増加傾向にあり、今後もその傾向が続くことが見込まれます。



資料：国勢調査（～2015年）、国立社会保障・人口問題研究所（2020～）

②人口・総世帯数の推移

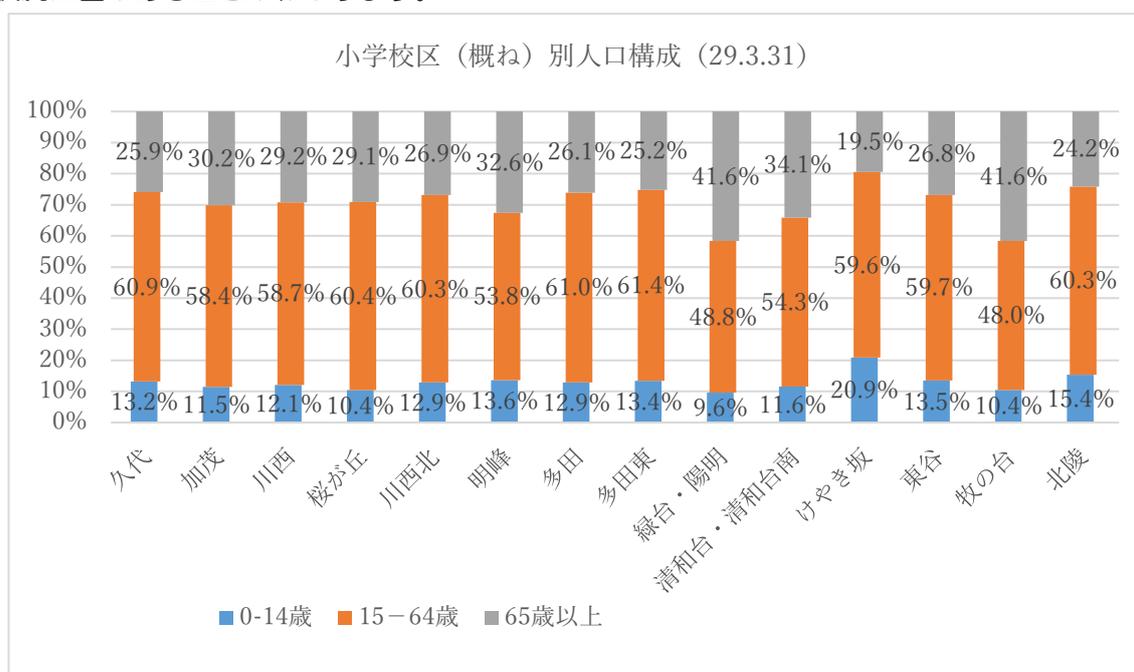
本市の人口は2010年（平成22年）より減少傾向となっています。その一方で、総世帯数は増加傾向にあります。このような中、1世帯あたりの世帯人員は、減少傾向にあり、単身世帯の増加や世帯分離が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査（～2015年）、国立社会保障・人口問題研究所（2020～）

③地域別の人口構成の状況

本市では、全国的な傾向と同様に高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は年々上昇しています。概ね小学校単位の人口構成をみると、次のとおり、地域によって、かなり状況に差があることがわかります。



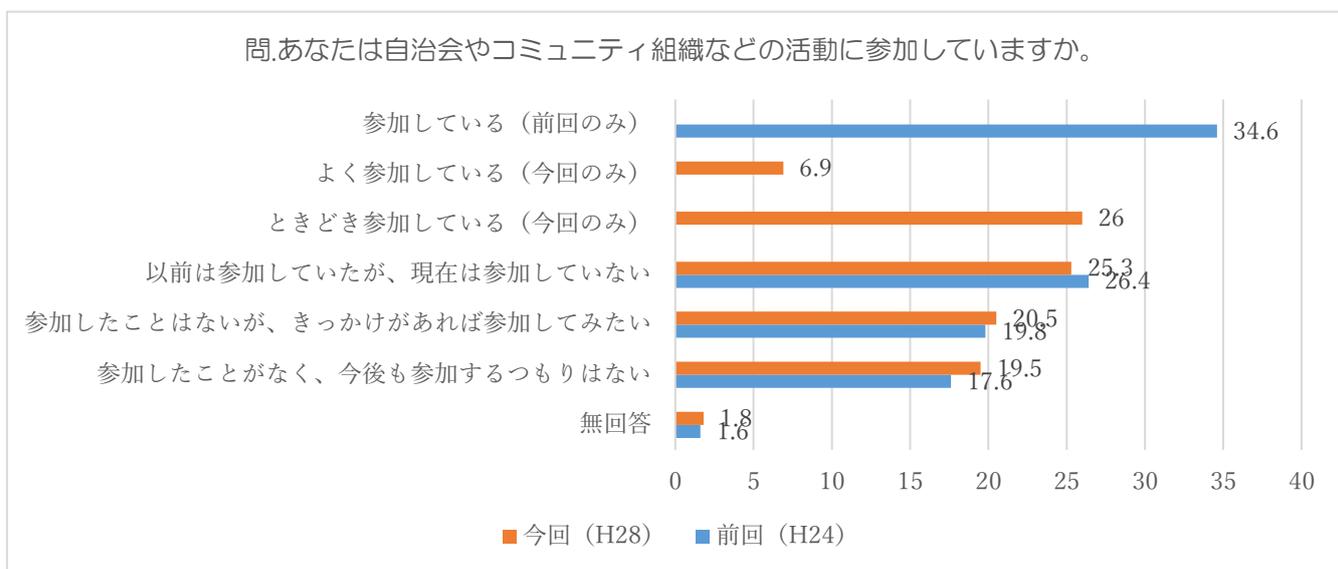
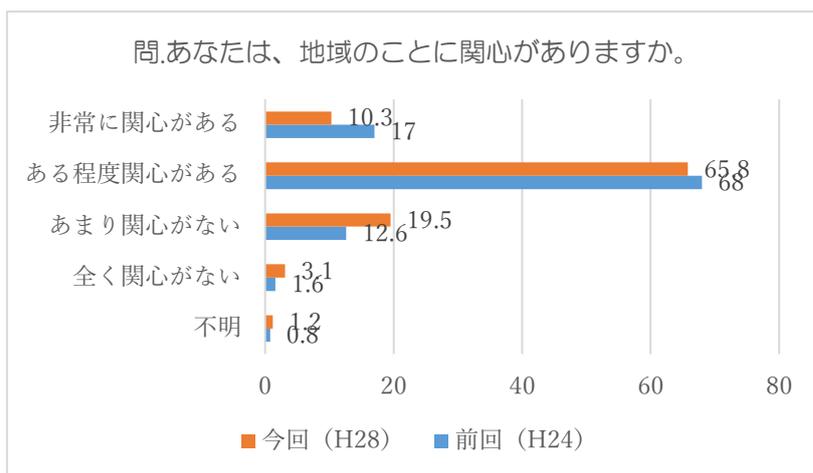
※ 市HP「地区別、年齢別人口集計表」より

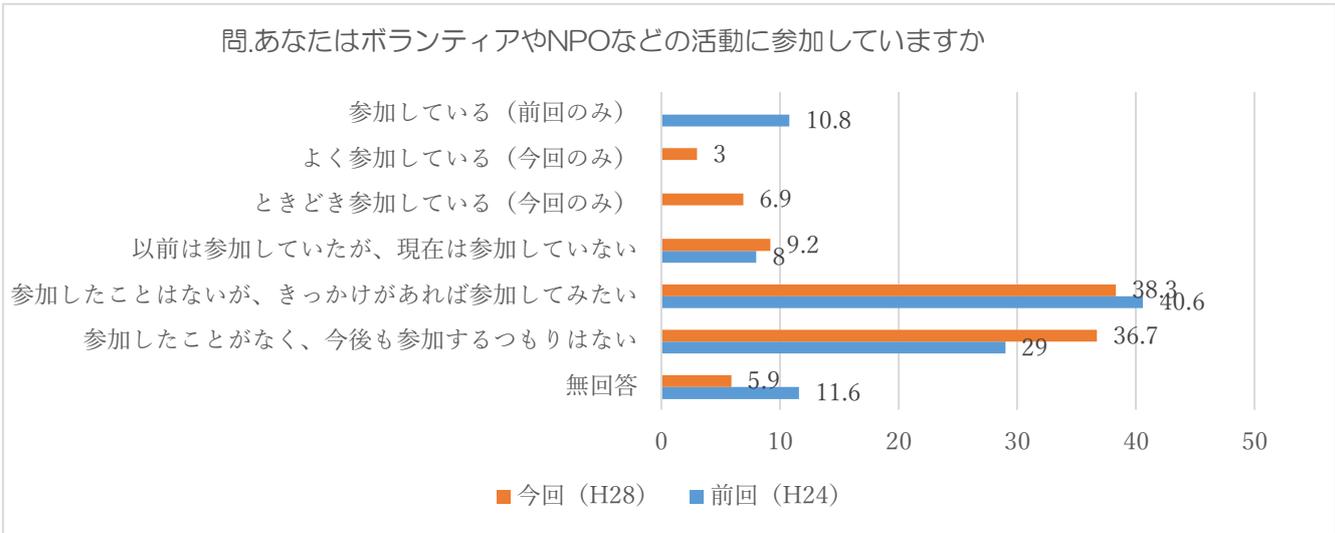
(2) 各主体の現状について

①市民

平成 29 年 2 月に実施した市民アンケートでは、地域のことに関心がある人の割合は、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した人が合わせて 76.1% となっており、平成 23 年 3 月に実施した前回の調査から、8.9 ポイント下落しています。また、「あなたは自治会やコミュニティ組織などの活動に参加していますか。」との設問に対しては、「よく参加している」と「ときどき参加している」を合わせて 32.9% で、前回の調査から 1.7 ポイント下落しており、「あなたはボランティアや NPO などの活動に参加に参加していますか」との設問に対しては、「よく参加している」と「参加している」を合わせて 9.9% で、前回の調査から 0.9 ポイント下落しています。

これらのことから、前回の調査からは下落しているものの、多くの人々が地域のことに関心を持っていることが伺えます。しかし、実際に活動に参加している人は、下落傾向にあり、少ない状況になっており、きっかけづくりとともに活動に参加しやすい環境を整えることが重要であることが伺えます。





②市民公益活動団体

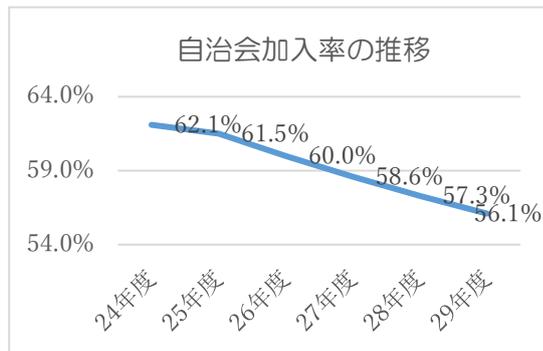
・自治会

自治会は隣近所に住む人たちが自主的に運営され、その地域に住む人が日頃から親睦と交流を通して連帯感を深め、日常生活に必要な情報交換を行い、住みよいまちづくりをめざすための組織です。

活動の具体的なものとしては、自主防災組織による訓練や防犯パトロールなどの防災・防犯などの生活安全活動、自治会館・公園・広場などの環境美化活動、祭りやハイキングなどの親睦交流活動、行政連絡の伝達、福祉活動、行政への陳情・要望等があります。

自治会数は、第1期計画を策定した平成24年度は139自治体で、平成29年6月1日現在では、136自治体となり微減となっています。自治会への加入率は平成24年度に62.1%だったものが、平成29年度には56.1%となっており、毎年約1ポイントずつ下落している状況にあります。

現在、自治会活動の担い手の固定化や高齢化が進んでおり、第1期計画期間中に、「自治会加入促進活動への補助」等を実施し、自治会に加入した世帯もありましたが、それ以上に退会する世帯が上回り、自治会加入率が回復するまでの改善には繋がりませんでした。第2期計画では、自治会活動が続けやすいように自治会活動のスリム化や役割の細分化への取り組みが求められます。



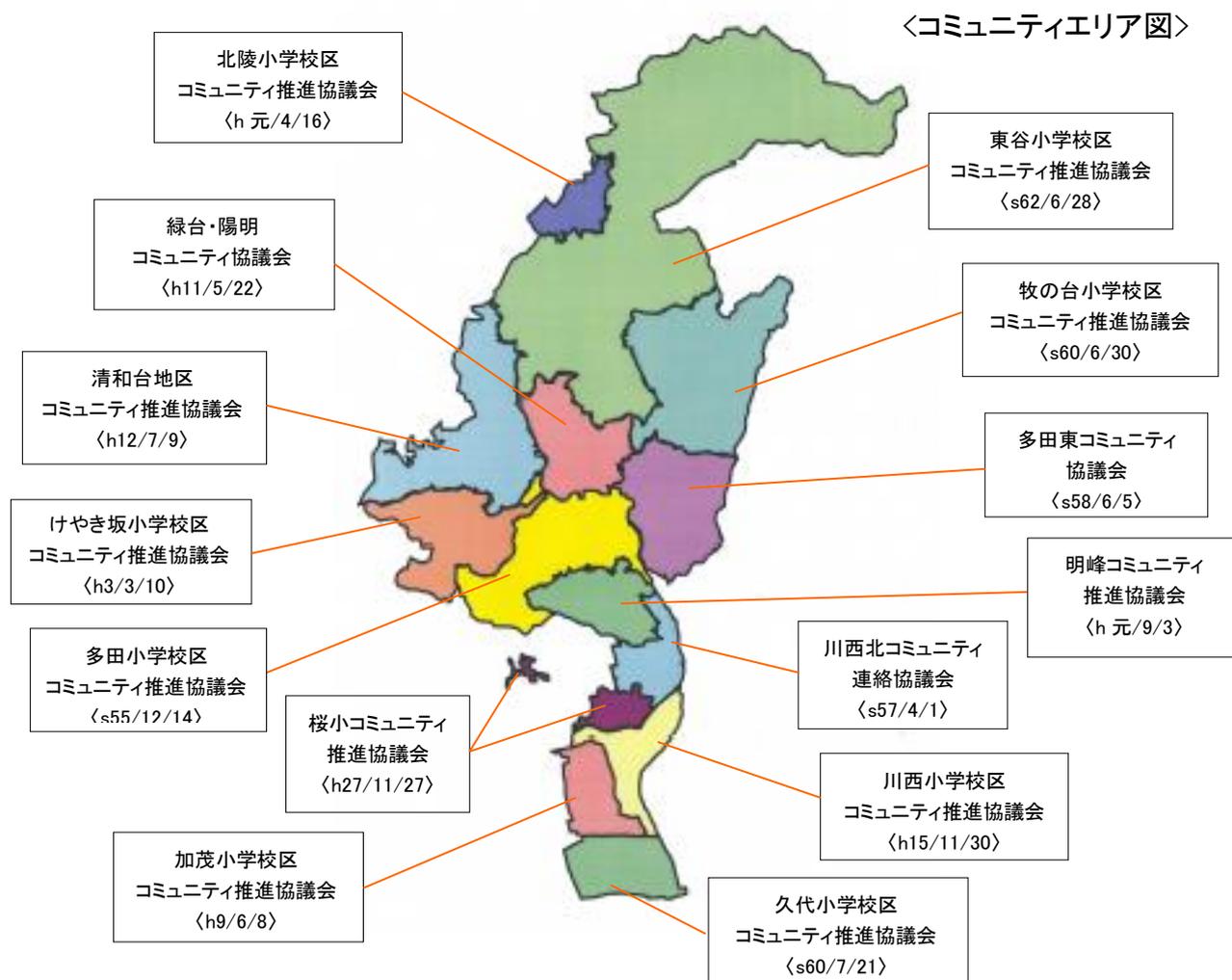
・コミュニティ組織

コミュニティ組織とは、市内の概ね小学校区を単位として、その地域内で活動する自治会をはじめ、地区福祉委員会や自主防災会といった各種団体で構成され、それぞれの団体が連携をとりながら、自主的に地域が抱えるあらゆる課題に対応するネットワーク組織のことで、

本市では、昭和 40 年代に都市化が急激に進むとともに、宅地開発に伴って人口が急増し、地域の連帯意識や自治意識の希薄化が懸念されるようになっていった中、より住みやすい地域社会の形成に向けて、住民の皆さんが自ら行動し、ふるさとづくりを進めていくことをめざして、昭和 50 年代半ばからコミュニティ組織が設立されていきました。

平成 27 年 11 月には、桜小コミュニティ推進協議会が設立され、市内の全小学校区でコミュニティ組織が設立されました。各コミュニティ組織は、平成 27 年度から本格的にスタートした地域分権制度の適用を受け、地域づくり一括交付金を活用し、各地域の現状や課題に応じたまちづくりを進めています。

各コミュニティには、自治会同様担い手の固定化や高齢化の課題を抱えており、5 年後、10 年後に活動を継続させるためにも次世代の担い手の発掘・育成が急務となっています。さらに地域が自立し、資源を生かして課題の解決が図れるように交付金だけでなく、自己資金を得る方法についても検討が求められます。



・ボランティア

市内では、多くのボランティア活動が展開されており、古くから福祉にかかるボランティアについては、(社)川西市社会福祉協議会内のボランティア活動センターがその中心的な拠点となってきました。

ここでは、ボランティア活動に関する相談やボランティア依頼における調整、各種ボランティア講座等を開催しています。また、ボランティア活動センターが行うボランティアコーディネートやボランティア講座の開催においては、川西市障害児(者)地域生活就業センターなど関係団体や各種NPOとの連携を深め、事業を推進しています。

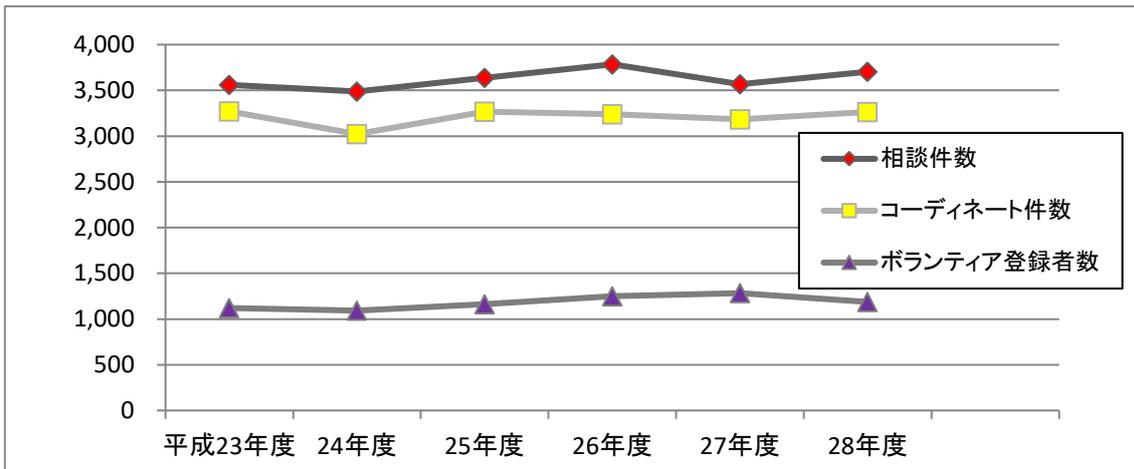
平成28年度末のボランティア活動センターの登録などの状況は下記の表のとおりです。

平成23年度末から現在に至るまで、ボランティア活動センターへの登録状況、相談件数、コーディネート件数は大きくは変化していません。市としては、より多くの方にボランティアに参加していただき、住みよいまちづくりを推進できるよう、情報発信などにおいて、ボランティア活動センターとも連携していく必要があります。

【ボランティア活動センターの登録状況】

(単位：人)

		平成28年度末現在登録者		
		個人	グループ	合計
性別	男性	50	261	311
	女性	77	798	875
年齢別	20歳未満	9	35	44
	20～64歳	74	407	481
	65歳以上	44	617	661
合計		127	55グループ	55グループ
			1,059	1,186



【ボランティア登録者数と相談件数、コーディネート件数の推移】

・NPO 法人（特定非営利活動法人）

平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機として、特定非営利活動促進法が制定され、市内でも年々、NPO 法人が増加しています。

平成 29 年 2 月時点では、川西市に主たる事務所を置く NPO 法人は 40 法人で、主な活動分野は、保健、医療又は福祉の増進を図る活動となっています。

また、法人格を持たない市民公益活動団体も様々な分野で活発な活動を展開しています。それらの行動を支援し、つなぐための拠点として、平成 14 年に市民活動センター「パレットかわにし」がオープンしました。なお、パレットかわにしについては、平成 22 年 4 月 1 日より指定管理者制度に移行し、特定非営利活動法人市民事務局かわにしと株式会社ジョイン川西によるコンソーシアム（連合体）で管理運営を行っています。

パレットかわにしでは、市民公益活動の活性化や参画と協働のまちづくりの実践をモットーに、活動拠点の提供、市民公益活動のための情報提供やサポート相談など、市民公益活動団体等に対する支援を行っています。相談内容として主なものは、「グループ活動・市民活動や NPO について」、「グループ団体などの紹介やコーディネート」、「NPO について（法人化の仕方・法人化後の運営など）」、「社会的起業（コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス）について」、「助成金について（選び方・申請書の書き方）」等です。

現在は、設立した NPO 法人は高齢化から次世代の担い手がおらず活動が続けられないといった団体が出てきています。また、拠点を置く地域の地縁団体との連携が進んでおらず活動の幅を広げるきっかけを持っていないといった課題があります。

【市民活動・NPO サポート相談の実績】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施回数	定例日 51 + 随時	定例日 50 + 随時	定例日 48 + 随時	定例日 48 + 随時	定例日 50 + 随時
相談件数	267	347	373	429	493
備 考	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日

③事業者

市内には、様々な職種の事業者が活動しています。また、事業者を中心に構成された諸団体があります。

近年、事業者は各主体と連携してイベントを開催するなど、様々な主体と協働してまちの活性化に取り組むなど、農協と連携して行う収穫祭や地元商店街と連携し、実行委員会方式でイベントを開催するなど、地域活性化や地域貢献の動きが盛んになっています。しかし、そういった取り組みの担い手や支援資金の不足が進み、活動が続けられないといった課題があります。

④市（行政）

平成 28 年度に実施した職員アンケートでは、「仕事を進めるうえで、『参画と協働』を意識している職員の割合」は 62.7%となり、第 1 期計画の基準値である 47.9%より上昇しています。しかし、「自治会などの地域活動に参加している職員の割合」は 42.2%、「ボランティアや NPO などの活動に参加している職員の割合」は 14.9%と低い数値に留まっており、参画と協働の意識は高まっていますが、行動には結びついていない状況であるといえます。第 2 期計画では、高まった意識をどのように行動に結びつけていくかが課題となります。

第3章 第1期計画の取組み

本市では、平成25年3月に第1期計画を策定し、次の基本施策について参画と協働のまちづくりの取組みを推進してきました。

○基本施策1 情報共有の仕組みづくり

本施策の取組項目については、概ね実施することができましたが、施策評価指標は、いずれも目標値に達しませんでした。取組項目の効果が更に発現できるよう、情報発信の方法等について、検討していく必要があります。

○施策の方向

(1) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

様々な方法により市の情報を発信することができましたが、より効果的に情報を提供していくためには、より一層の工夫が必要です。地域カルテについては、平成26年度に各コミュニティ組織に提供しましたが、その後、データの更新等が実施できていませんでした。データの提供の仕方も含めて、検討する必要があります。

(2) 市民公益活動に関する情報提供の充実

当初、市民活動情報紙やボランティア情報紙、各地域が発信しているホームページなどの個別に発信している情報を統合し、一元的に情報発信できるツールを作成する予定でしたが、未実施となっております。今後、各主体の情報を統合し、効果的に情報を発信していくことが必要です。

(3) 多様な主体の情報が交流する場の充実

1年に1地域のペースで、まちづくりについて気軽に話し合う場であるラウンドテーブルを実施しました。今後も様々な地域で実施し、情報交換の場を提供していく必要があります。

【施策評価指標】

名称	基準値 (H24)	目標値 (H29)	実績値 (H28)	定義
住んでいる地域の必要な情報が入手できると感じている市民の割合	66.9%	68.9%	63.3%	市民実感調査より
必要な市の情報が入手できると感じている市民の割合	64.8%	66.5%	60.7%	市民実感調査より
自治会やコミュニティの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合	68.9%	71.0%	61.5%	市民実感調査より
ボランティアやNPOの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合	25.1%	25.9%	20.2%	市民実感調査より

【取組項目】

取組項目	実施状況
参画と協働に関するホームページの充実	・各種情報を掲載することはできたが、見やすいレイアウトの構築などの工夫が必要。
地域カルテの作成	・H26:各コミュニティ組織に、地域の様々なデータを掲載した地域カルテを作成し、紙ベースで配布した。(配布は1回)
まちづくり出前講座の実施	・市民の要望に応じて職員が出向き、市行政のしくみや制度、事業の内容などについて説明を行う「まちづくり出前講座」講座を開催しました。 H24:125回(5,910人) H25:139回(6,264人) H26:187回(8,210人) H27:170回(7,810人) H28:154回(6,158人)
市民公益活動情報の一元的な発信	・未実施

まちづくりラウンドテーブルの開催	<p>・各地域において、誰でも自由に参加ができて、意見交換を行うラウンドテーブルを開催しました。</p> <p>H27: けやき坂(3回)</p> <p>H28: 多田東(3回)</p> <p>H29: 北陵、桜が丘(各3回)</p> <p>※市全体のラウンドテーブルは未実施</p>
------------------	--

○基本施策2 担い手の発掘、育成、活動支援の仕組みづくり

本施策の取組項目は実施できましたが、施策評価指標はいずれも目標値に達しませんでした。今後も市民が地域活動やボランティア、NPOの活動に参加するきっかけづくりを推進していく必要があります。

○施策の方向

(1) 担い手の発掘・育成にかかる施策の充実

まちづくり連続講座や組織力UP講座を実施しましたが、担い手不足の問題は、深刻な状況が続いています。

(2) 財政的支援の充実

市民協働事業提案制度や自治会加入促進活動への補助により市民公益活動団体へ補助を行いました。今後もより効果的な財政支援の方法を検討していく必要があります。

(3) 市民公益活動にかかる活動拠点の充実

市民活動センターの機器の更新等、活動拠点の充実を図りました。今後も継続して、活動拠点の充実を図り、市民公益活動を促進していく必要があります。

(4) 気持ちや活動をつなぐ中間支援機能の充実

中間支援機能の強化と連携を進めてきました。引き続き、中間支援機能の強化と連携を継続し、様々なまちづくりの主体が活動しやすい環境を整えます。

【施策評価指標】

名称	基準値 (H24)	目標値 (H29)	実績値 (H28)	定義
自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合	41.5%	50.0%	37.1%	市民実感調査より
ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合	10.1%	30.0%	10.5%	市民実感調査より

【取組項目】

取組項目	実施状況
まちづくり連続講座の開催	<p>・まちづくりに参加するきっかけづくり、まちづくりリーダーづくりなど、まちづくりの担い手を発掘・育成することを目的として、連続講座を開催した。</p> <p>H25:3回(66人)</p> <p>H26:3回(63人)</p> <p>H27:3回(41人)</p> <p>H28:3回(43人)</p>
組織力UP講座の開催	<p>・市民公益活動団体の組織力が向上に向けた講座の開催や、地域担当職員や地域づくりアドバイザーによる相談やアドバイスによる支援を実施した。</p>
市民協働事業提案制度の創設	<p>・市民公益活動を行う団体等が、地域課題を解決するために、市と一緒に取り組むことでより効果が高まる事業に助成する。</p> <p><テーマ型></p> <p>H25:1件</p> <p>H26:1件</p> <p>H27:1件</p> <p>H28:0件</p> <p>H29:0件</p> <p><補助金型></p> <p>H26:3件(自主事業型)</p> <p>H27:4件(自主事業型)</p> <p>H28:5件(自主事業型)</p> <p>1件(協働の芽応援型)</p> <p>H29:6件(自主事業型)</p>
自治会加入促進運動への補助	<p>・H25、H26に実施</p> <p>(1/2補助、上限5万)</p>

<p>市民活動センターや自治会館などの利便性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターの利用機器等の更新により利便性の向上を図った。 ・地域活動の拠点となる自治会館を整備する事業費の一部を補助することにより、組織運営支援を行った。
<p>市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターやボランティア活動センターとも連携して一定実施することができたが、他主体間の交流など、よりいっそう中間支援機能を発揮していく必要がある。

○基本施策 3 意識啓発の仕組みづくり

積極的に職員研修を展開し、講義内容を工夫することによって、参画と協働を意識している職員の割合は上昇しました。しかし、地域活動やボランティア・NPOに参加している職員の割合は目標値に達していないため、よりいっそう「参画と協働」に対する意識を高め、活動の参加に繋げていく必要があります。

○施策の充実

(1) 庁内協働推進体制の整備

地域情報等の庁内 LAN 掲示板での情報発信や協働推進本部会議の開催により、参画と協働を意識している職員の割合は高まっているので、よりいっそう庁内協働推進体制の構築に努めていく必要があります。

(2) 市民公益活動や協働に対する市職員の意識の向上

職員研修会の実施や行政経営品質向上プログラムとの連携により、「参画と協働を意識している職員の割合」の数値は高まりました。引き続き、当該取り組みを継続し、職員の意識の向上を図っていく必要があります。

(3) 市民公益活動や協働に対する市民等の意識の向上

講座やイベント、交流会等の市民等の意識の向上に寄与する取り組みは実施することができましたが、今後は実施方法の工夫等によって、より効果が発現するようにしていく必要があります。

【施策評価指標】

名称	基準値 (H24)	目標値 (H29)	実績値 (H28)	定義
仕事を進めるうえで、「参画と協働」を意識している職員の割合	47.9%	60.0%	62.7%	職員アンケート調査より
自治会などの地域活動に参加している職員の割合(H22～24は自治会に加入している職員の割合)	68.0%	70.0%	42.2%	職員アンケート調査より
ボランティアやNPOなどの活動に参加している職員の割合	14.7%	30.0%	14.9%	職員アンケート調査より
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合	59.8%	70.0%	48.4%	市民実感調査より

【取組項目】

取組項目	実施状況
地域情報等の庁内 LAN 掲示板での情報提供	・定期的に庁内 LAN 掲示板にコミュニティ組織の広報紙等を掲示し、情報発信を行った。
協働推進本部会議の設置	・年に2回のペースで、庁内の幹部職員に向けて、参画と協働の状況等について情報発信を行う会議を開催した。
職員研修会の開催	・新任主任研修や初任者研修において、参画と協働に関する講義を行った。
行政経営マネジメントサイクルへの「参画と協働」視点の位置づけ	・決算成果報告書において、事業ごとに参画と協働の視点から自己評価を行い、今後の方向性、見通しを記載した。
講座やイベントを通じた市民意識の醸成とフォローアッププログラムの提供	・各所管が実施している講座やイベントでフォローアッププログラムを実施し、より効果を高める取り組みを行った。

地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催	<ul style="list-style-type: none">・市内の自治会長が集まり、情報交換等を行う自治会交流会を毎年開催した。・地縁団体と志縁団体の相互の交流会は、実施できていない。
---------------------------	--

第4章 第2期計画の基本方針

(1) 第1期計画期間中の参画と協働に関連する本市の状況の変化

平成25年3月に第1期計画を策定し、計画に記載している取組みを実施してきました。計画記載の取組項目については、概ね実施することができたものの、施策評価指標については、ほとんどの指標の目標値を達成できませんでした。

また、計画期間の5年の間に参画と協働を取り巻く本市の状況も大きく変化しています。

【第1期計画期間中の変化】

・地域分権制度の創設

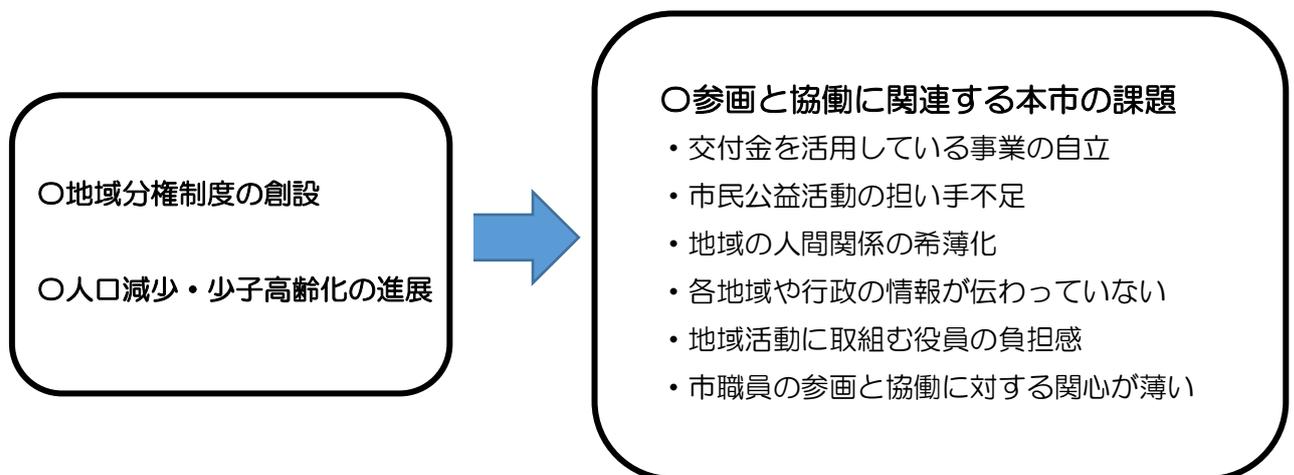
平成26年10月に「川西市地域分権の推進に関する条例」が施行され、平成27年度から順次、市内のコミュニティ組織に適用され、地域づくり一括交付金を活用して各地域の課題を解決するため、様々な取組みを行っています。

・人口減少・少子高齢化の進展

第1期計画策定時とも比較して、確実に人口減少、少子高齢化が進展しています。一方、高齢単身者や高齢二人暮らしなどにより世帯数は増加するなど、世帯構造の変化も進んでいます。

【本市の課題】

上記で述べた変化から、次のような課題が見えてきます。



(2) 計画の基本方針

本市の課題や第 1 期期間中の状況の変化を踏まえ、川西市参画と協働のまちづくり推進条例の基本理念に基づき、「情報共有の仕組みづくり」、「担い手の発掘・育成の仕組みづくり」、「活動支援の仕組みづくり」、「意識啓発の仕組みづくり」を基本施策として、第 2 期計画に取り組みます。

○基本理念（川西市参画と協働のまちづくり推進条例）

- ・公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。
- ・自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。
- ・対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。

基本施策

情報共有と発信の仕組みづくり

施策の方向

- (1) 多様な媒体による情報の発信
- (2) 多様な主体の情報が交流する場の充実

基本施策

担い手の発掘・育成の仕組みづくり

施策の方向

- (1) 担い手の発掘・育成にかかる施策の充実

基本施策

活動支援の仕組みづくり

施策の方向

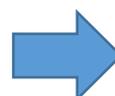
- (1) 市民公益活動団体の自立を促す支援
- (2) 市民公益活動にかかる活動拠点の充実
- (3) 気持ちや活動をつなぐ中間支援機能の充実

基本施策

意識啓発の仕組みづくり

施策の方向

- (1) 市民公益活動や協働に対する市職員の意識の向上



各取組を推進
※毎年度進捗状況を把握し、公表する。

第5章 施策の方向と取組項目

【施策の方向と取組項目】

基本理念	基本施策	施策の方向	取組項目
<p>○ 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。</p> <p>○ 自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。</p> <p>○ 公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。</p>	1 情報共有と発信の仕組みづくり	(1)多様な媒体による情報の発信	①「参画と協働」に関するホームページの充実 ② 各地域のデータの提供 ③ まちづくり出前講座の実施 ④市民公益活動情報の一元的な発信
		(2)多様な主体の情報が交流する場の充実	⑤地域同士で情報を共有できる仕組みの構築 ⑥まちづくりラウンドテーブルの開催 ⑦地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催
	2 担い手の発掘・育成の仕組みづくり	(1)担い手の発掘・育成にかかる施策の充実	① ひと・まちおこしセミナーの開催
			② 組織力UP 講座の開催
			③ 自治会への加入促進、役員の役割の効率化の事例の紹介
	3 活動支援の仕組みづくり	(1) 市民公益活動団体の自立を促す支援	④次世代の担い手の発掘
⑤コミュニティ組織の事務局員の支援			
⑥ 市民活動センターや自治会館などの利便性の向上			
(2) 市民公益活動にかかる活動拠点の充実	(3) 気持ちや活動をつなぐ中間支援機能の充実	⑦ 市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携の強化	

	4 意識啓発の仕組みづくり	(1)市民公益活動や協働に対する市職員の意識の向上	① 職員の「参画と協働」に対する意識の向上 ②参画と協働に関連する情報の庁内での共有
--	---------------	---------------------------	---

基本施策 1 情報共有と発信の仕組みづくり

情報の共有と発信は、市民公益活動を進めていくうえで、信頼関係を築き、目的を共有し、お互いの信頼関係を築くのに非常に重要な要素となります。

◎施策の方向

- (1) 多様な媒体による情報の発信
- (2) 多様な主体の情報が交流する場の充実

【施策評価指標】

名称	方向性	基準値(H28)	目標値(H34)
指標① 住んでいる地域の必要な情報が入手できると感じている市民の割合		63.3%	68.9%
市民実感調査より			
指標② 必要な市の情報が入手できると感じている市民の割合		60.7%	66.5%
市民実感調査より			
指標③ 自治会やコミュニティの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合		61.5%	71.0%
市民実感調査より			
指標④ ボランティアやNPOの活動に関する情報が入手できると感じている市民の割合		20.2%	25.9%
市民実感調査より			

【取組項目】

	取組項目	内容	担当課等	施策評価指標
①	「参画と協働」に関するホームページの充実	「市参画と協働のまちづくり推進条例」をはじめ、市民参画、市民公益活動や協働に関する情報を掲載したホームページの充実を図ります。	かわにし魅力推進室、参画協働室など	指標②、③、④
②	各地域のデータの提供	各地域がまちづくりに活用できるデータを必要な時に取得し、活用できるような仕組みを構築します。	参画協働室など	指標①、②
③	まちづくり出前講座の実施	市民の要望に応じて職員が出向き、市行政のしくみや制度、事業の内容などについて説明する「まちづくり出前講座」を実施します。市民と市が情報を共有し、市民の市政への関心や理解を深めてもらうことにより、参画と協働のまちづくりを推進します。 特に、市民参画の手段としての「意見提出手続」（パブリックコメント）に関わる事業については、出前講座を実施するなど積極的なPRに努めます。	参画協働室、各課	指標②
④	市民公益活動情報の一元的な発信	市民活動情報紙「せーの」や社会福祉協議会のボランティア情報紙「にし」などの情報紙、また各地域が作成しているホームページなどにより、個別に発信している情報を統合し、市民の公益的な活動を一元的に情報発信できるツールを作ります。また、市内・市外における先進的な取り組みについても情報発信します。 事業者には今後さらに地域の一員としての社会貢献活動が期待されるため、事業者に向けての情報発信も行います。	かわにし魅力推進室、参画協働室、産業振興課、福祉政策課（社会福祉協議会）、各公民館など	指標④
⑤	地域同士で情報を共有できる仕組みの構築	各地域同士が、お互いの情報を入手できるようにする仕組みを構築します。	参画協働室	指標①、③

⑥	まちづくりラウンドテーブルの開催	各地域において、自由な雰囲気で見聞交換ができる「まちづくりラウンドテーブル」を開催します。誰でも参加することのできる自由な雰囲気のある場を設定することで、多様な主体の情報が交流し、参加者が自発的に連携・協力体制を築いていくことができます。	参画協働室など	指標①
⑦	地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催	市民公益活動に従事する各団体同士が情報交換などを行う場を設定します。	参画協働室	指標③、④

基本施策2 担い手の発掘・育成の仕組みづくり

多くの団体が直面している喫緊の課題として、『担い手』の問題があります。役員の高齢化や固定化により「担い手が不足している」などといった声が多く聞かれます。

今後、様々な市民公益活動を活性化するためには、「担い手づくり」が非常に重要となります。

◎施策の方向

- (1) 担い手の発掘・育成にかかる施策の充実

【施策評価指標】

名称	方向性	基準値(H28)	目標値(H34)
指標① 自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合		37.1%	50.0%
市民実感調査より			
指標② ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合		10.5%	30.0%
市民実感調査より			

【取組項目】

	取組項目	内容	担当課等	施策評価指標
①	ひと・まちおこしセミナーの開催	まちづくりに参加するきっかけづくり、まちづくりリーダーづくりなど、まちづくりの担い手を発掘・育成することを目的として、ひと・まちおこしセミナーを開催します。また、地元の学生にも参加してもらい、まちづくり興味を持つきっかけとしていきます。	参画協働室、産業振興課など	指標①、指標②
②	組織力UP 講座の開催	市民公益活動団体に対し、市民活動センターと連携し、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面を学ぶ講座の開催やアドバイザー派遣を行い、組織の管理・運営を行える人材の育成・支援を図ります。	参画協働室など	指標①、指標②
③	自治会への加入促進、役員の役割の効率化の事例の紹介	他市などが行っている先進的な自治会への加入促進のための取組みや地域活動の役員の役割の効率化に向けた取組みを紹介します。	参画協働室	指標①
④	次世代の担い手の発掘	市民公益活動の将来の担い手を発掘し、育成する機会を設けます。	参画協働室	指標①、②
⑤	コミュニティ組織の事務局員の支援	コミュニティ組織の事務局員の育成のため、講習会の開催やいつでも相談できる体制を構築します。	参画協働室	指標①

基本施策3 活動支援の仕組みづくり

市民公益活動の取組みが持続し、課題に応じて発展・展開していけるように支援を充実しなければなりません。そのため、活動拠点や財政面での支援に留まらず、地域担当職員や地域づくりアドバイザーによるアドバイスなど、様々な支援を展開していきます。

◎施策の方向

- (1) 市民公益活動団体の自立を促す支援
- (2) 市民公益活動にかかる活動拠点の充実
- (3) 気持ちや活動をつなぐ中間支援機能の充実

【施策評価指標】

名称	方向性	基準値(H28)	目標値(H34)
指標① 自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合		48.4%	70.0%
市民実感調査より			

【取組項目】

	取組項目	内容	担当課等	施策評価指標
①	地域づくり一括交付金の交付	一定の要件を満たしたコミュニティ組織に対し地域づくり一括交付金を交付します。	参画協働室	指標①
②	市民協働事業提案制度の運用	活動をはじめたばかりの市民公益活動を行う団体等が、地域課題を解決するために、市と一緒に取り組むことでより効果が高まる事業を市に提案しやすくするため制度を見直し、企画提案を募り、採用されたものに対し、助成等を行います。	参画協働室など	指標①

③	コミュニティビジネスの促進に繋がる支援	各地域の事業が自立できるようにコミュニティビジネスのノウハウなどを学べる場を提供します。	参画協働室	指標①
④	地域担当職員、地域づくりアドバイザーによる後方支援	地域担当職員や地域づくりアドバイザーが各地域の相談にのったり、アドバイスをしたりと、後方支援を行います。	参画協働室	指標①
⑤	講座やイベントを通じた市民等の意識の醸成とフォローアッププログラムの提供	各所管が実施している講座やイベントを通して、市民公益活動の意義や活性化に必要なことを、多くの人々が共有し、意識の醸成を図るとともに、その経験を活かすためのプログラムを提供します。	参画協働室、各公民館、各課	指標①
⑥	市民活動センターや自治会館などの利便性の向上	市民公益活動の拠点である市民活動センター、公民館、コミュニティセンター、自治会館などの利便性向上に努め、活動の推進を図ります。	参画協働室、教育委員会など	指標①
⑦	市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携の強化	市民公益活動団体同士や事業者、行政をつなぐため、市民活動センターや社会福祉協議会など中間支援機能の強化を図るとともに、連携機能の充実を図ります。	参画協働室、福祉政策課(社会福祉協議会)など	指標①

基本施策4 意識啓発の仕組みづくり

参画と協働のまちづくりを進めるためには、まずは、市の職員や市民等がその重要性についての認識を深め、そしてまちづくりへの関心を高めるための環境やきっかけが必要となります。

◎施策の方向

(1) 市民公益活動や協働に対する市職員の意識の向上

【施策評価指標】

名称	方向性	基準値(H28)	目標値(H34)
指標① 仕事を進めるうえで、「参画と協働」を意識している職員の割合		62.7%	70.0%
		職員アンケート調査より	
指標② 自治会などの地域活動に参加している職員の割合		42.2%	60.0%
		職員アンケート調査により	
指標③ ボランティアやNPOなどの活動に参加している職員の割合		14.9%	30.0%
		職員アンケート調査により	

【取組項目】

①	職員の「参画と協働」に対する意識の向上	職員研修などとの連携を通じて、職員の「参画と協働」に対する意識を高めます。	経営改革課、参画協働室	指標①、②、③
②	参画と協働に関連する情報の庁内での共有	地域情報等を庁内 LAN 掲示板に掲載したり、協働推進本部会議を開催したりすることによって、職員の参画と協働に対する理解を深めます。	参画協働室	指標①、②、③